

★「家庭ごみの出し方」のお知らせ★

● プラスチック類の分別方法が変わります。

平成24年4月1日からプラスチック類を「容器包装プラスチック類（容リプラ）」と「その他プラスチック製品（その他プラ）」の2つに分けて収集しますので、ご協力をお願いします。

1 分別区分の変更内容

【変更前】

プラスチック類（毎週1回〇曜日）



変更

【変更後】

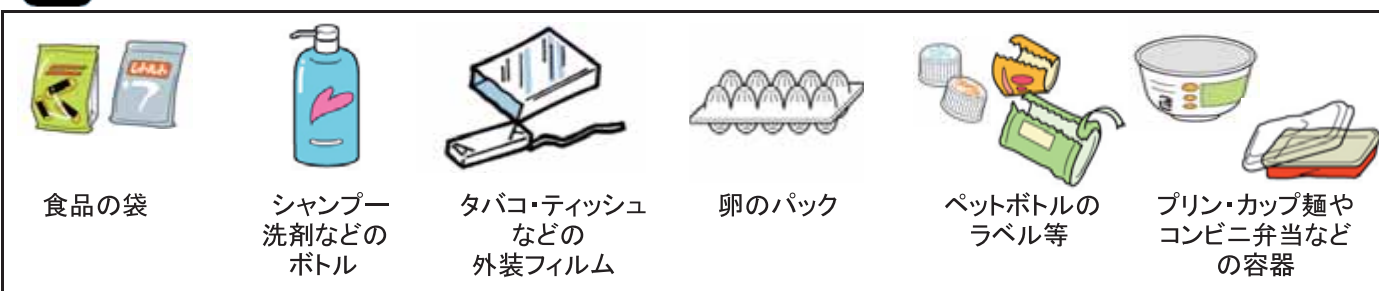
容リプラ（毎週1回〇曜日）



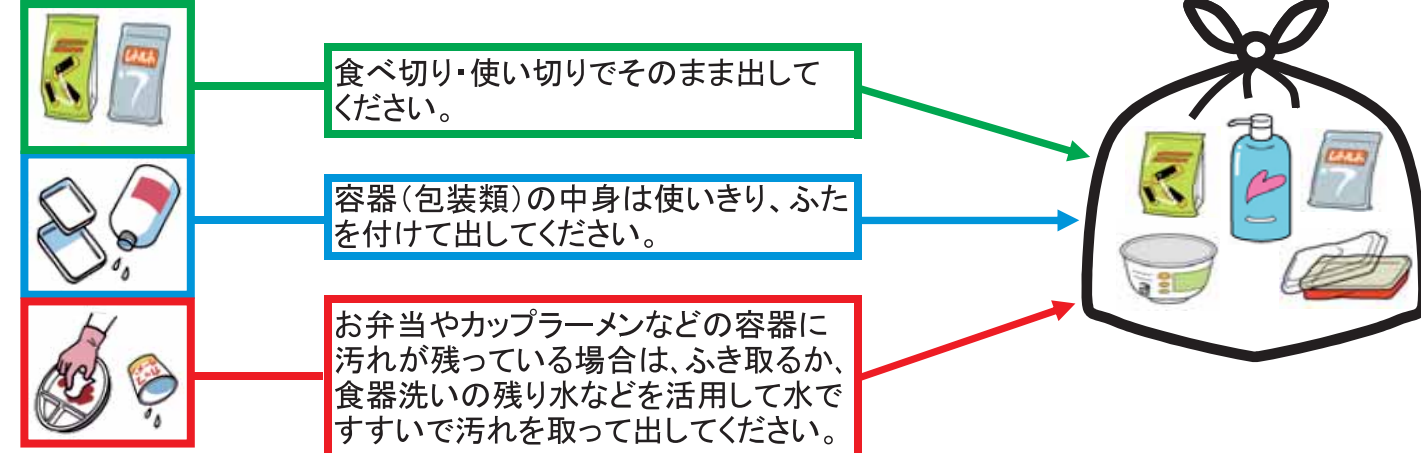
燃やさないごみ（毎月第1・3〇曜日）



の認定マークが付いている代表的な容器包装プラスチック類

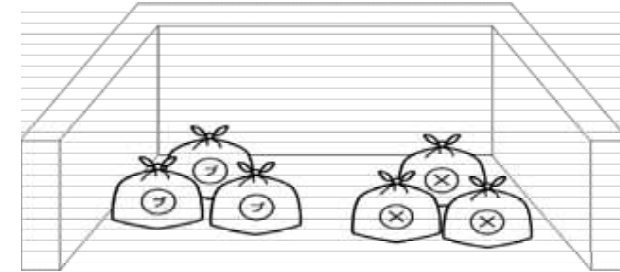


2 容器包装プラスチック類（容リプラ）の出し方



※ 容器包装プラスチック類が汚れていると、悪臭などを放ち、衛生的にも好ましくないなので、汚れを取り除くようお願いします。

3 ごみの出し方のお願い（ごみ収集を円滑に行うためのお願いです。）



ごみ集積所では、「容器包装プラスチック類」と「燃やさないごみ+その他プラ」に区分して、まとめて置いてください。（ごみの取り残しの原因となります。）

容器包装材とは

容器包装リサイクル法（「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」）でいう「容器包装」を言い、商品を入れる「容器」及び商品を包む「包装」（商品の容器及び包装自体が有償である場合を含む）であり、商品を消費したり商品と分離した場合に不要となるものです。



← このようなマークの付いている商品です

「その他プラ」とは、容器包装材ではないプラスチック製品です。（バケツ、プランター、灯油タンク等）

● 剪定枝（切った枝）・落葉及び草は、引き続き「有害・危険ごみ（月2回）」の日に出してください。

市では、焼却灰の放射能対策として、平成23年9月1日以降ご家庭から出される「剪定枝（切った枝）・落葉及び草」の収集について、「有害・危険ごみ」の日（月2回）に変更しておりますが、引き続きご協力をお願いします。（この変更は一時的なものであるため、「家庭ごみの正しい分け方・出し方（平成24年度版）」には、「燃やすごみ」として記載しています。）収集日を元の「燃やすごみ」の日に戻す際は、改めてお知らせします。

● 家庭から出たごみが原因で火災が発生！

最近、ライター、スプレー缶、卓上ガスボンベが原因と思われる火災事故が、ごみ収集車や流山市クリーンセンター内で発生しています。

ライター等の「危険ごみ」は、必ず中身を使い切ってからそれぞれの品目ごとに透明性を有する袋に入れて「危険ごみ」の日（月2回）に集積所へ出してください。

お問い合わせ：流山市役所 クリーン推進課 7157-7411